



出産育児一時金について



国民健康保険被保険者が出産した時、国民健康保険から出産育児一時金の支給を受けることができます。

平成21年10月1日より「直接支払制度」が始まりました。

「直接支払制度」とは、かかった出産費用に出産育児一時金を充てることができるよう、原則として国民健康保険から出産育児一時金が医療機関へ直接支払われる制度です。事前にまとまった出産費用を用意しなくてもよくなります。

医療機関等に保険証を提示し、医療機関等との間で契約を締結する「合意文書」を交わすことで利用できます。出産費用が出産育児一時金より少ない場合、差額を市の窓口で請求することができます。

(令和4年1月～)

▼ 対象者

奄美市国民健康保険被保険者

▼ 支給額

420,000円

(※ 但し、産科医療保障制度未加入医療機関で出産した時は408,000円となります。)

▼ 手続き方法

- ① 出産する医療機関で、被保険者証を提示し、「直接支払制度」についての説明を受けてください。
- ② 「直接支払制度」を利用する場合は、医療機関と「合意文書」を取り交わします(医療機関、被保険者がそれぞれ一通ずつ保管します。)
- ③ 退院時に医療機関から出産の内訳を記した「分娩費用明細書」が交付されます。
 - 出産費用が出産育児一時金(42万円)を上回る場合
→ 出産育児一時金との差額を医療機関の窓口でお支払いください。後日、奄美市から42万円を医療機関に支払います。
(例) 420,000円 - 450,000円 = -30,000円 → 本人負担
(出産育児一時金) (出産費用) (差額)
 - 出産費用が出産育児一時金(42万円)を下回る場合
→ 被保険者の方の負担はありません。後日、奄美市から医療機関へ出産費用の全額を医療機関に支払います。出産育児一時金との差額が発生した場合、以下の書類をそろえて奄美市へ請求してください。
(例) 420,000円 - 385,000円 = 35,000円 → 市へ請求すると受け取れます。
(出産育児一時金) (出産費用) (差額)

▼ 必要書類

- 出産育児一時金等の医療機関への直接支払制度合意に関する文書
- 分娩費用明細書
- 母子手帳
- 身分証明書(運転免許証、保険証等)
- 印鑑(認め印でも構いません。)
- 世帯主の預金通帳

※ 手続きは、お住まいの地区の各総合支所国民健康保険担当窓口でお願いいたします。

▼ お問い合わせ先

奄美市役所

名瀬総合支所	国保年金課	国保年金係	0997-52-1111
住用総合支所	市民福祉課	市民サービス係	0997-69-2111
笠利総合支所	市民課	国保税務係	0997-63-1111

